○ 輸入異性化糖等売買要領

[平成2年5月23日付] [2蚕糖第506号(輸)]

最終改正 令和7年3月28日付6農畜機第8607号

(総則)

第1条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)の規定による輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖(以下「輸入異性化糖等」という。)の買入れ及び売戻しについては、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書(平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号)その他独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(売渡しの対象)

第2条 価格調整法第11条第2項の規定による機構への売渡しの対象となる輸入異性化糖等は、別表1に掲げるもののうち、別表2に掲げるもののいずれにも該当しないものとする。

(売渡し及び買戻しの申込みに必要な届出)

- 第3条 輸入異性化糖等につき関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る輸入異性化糖等の所有者でない場合にあっては、その所有者。以下「輸入異性化糖等輸入申告者等」という。)は、価格調整法第11条第2項及び価格調整法第14条第1項の規定により輸入異性化糖等の売渡しの申込みに併せて買戻しの申込み(以下「売渡し及び買戻しの申込み」という。)をしようとするときは、あらかじめ「売買手続届出書」(別紙第1号様式)を機構に届け出るものとする。なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、機構に届け出るものとする。
- 2 機構は、前項の売買手続届出書に売買用Webサイトを利用する旨の記載があった場合は、売買用Webサイトを利用するときに必要なログインIDを「ログインID通知書」(別紙第2号様式)に記載し、輸入異性化糖等輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に通知するものとする。
- 3 機構からログインIDの通知を受けた者は、責任を持って当該ログインID及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログインID及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。 (売渡し及び買戻しの申込み)
- 第4条 輸入異性化糖等輸入申告者等は、売渡し及び買戻しの申込みをしよう

とするときは、当該売渡し及び買戻しの申込みに係る輸入異性化糖等の輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格(価格調整法第12条第1項に規定する異性化糖平均供給価格をいう。以下同じ。)の適用期間の初日から輸入申告の前までに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号。以下「価格調整法施行令」という。)第17条の条件を付した「輸入異性化糖等売渡し及び買戻し申込書」(別紙第3号様式。以下「売渡・買戻申込書」という。)を売買用Webサイトを利用する方法により、作成し、提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、輸入異性化糖等輸入申告者等が売買用Webサイトにより難い場合であって機構が特に認めるときは、当該輸入異性化糖等輸入申告者等は、郵送又は持参のいずれかの方法により売渡・買戻申込書を提出することができる。この場合においては、当該輸入異性化糖等輸入申告者等は、売渡・買戻申込書を2通提出するものとする。
- 3 当該輸入異性化糖等(輸入混合異性化糖にあっては、当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖)の全部又は一部が価格調整法第25条第1項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、売渡・買戻申込書には、当該超えることとなる数量に該当する部分については、当該農林水産大臣が通知した数量を超えない数量に該当する部分と区別して記載するものとする。
- 4 売渡・買戻申込書には、次に掲げる書面及び「売買申込み送り状」(別紙第4号様式)を添付するものとする。ただし、機構が支障がないと認めるときは、 その一部を省略することができる。
 - (1) 当該輸入異性化糖等の関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号)第 59 条 第1項の規定による輸入申告書の写し
 - (2) 当該輸入異性化糖等の関税法第43条の3第1項(同法第61条の4において準用する場合を含む。)の規定による承認書の写し又は保税地域(同法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所を含む。)に搬入されたことを証する書面の写し又は同法第34条の2に定められた帳簿の写し等
 - (3) 売渡し及び買戻しの申込みを行う者(以下「売渡等申込者」とい
 - う。)が輸入異性化糖等輸入申告者等又は価格調整法第25条第1項に規定する農林水産大臣が定める数量の通知を受けた者でないときは、これらの者の委任関係又は所有権の移転関係を証する書面(当該輸入異性化糖等の輸入申告に際し、税関に提出する売買契約書又は譲渡証明書等)の写し
 - (4) 当該輸入異性化糖等が輸入異性化糖である場合にあっては、その規格別 数量及び水分含有率に係る資料の写し、輸入混合異性化糖である場合にあ

- っては当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖の規格別数量、水分含有率並びに当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の種類及び当該異性化糖以外の糖の当該輸入混合異性化糖に占める割合に係る資料(仕入書、成分表又は成分分析表等の内容を証する書面)の写し
- (5) 当該輸入異性化糖等の全部又は一部について、関税定率法(明治43年法律第54号)第19条第1項の規定によりその関税の軽減又は免除を受けようとする場合にあっては、その旨の申立書及び関税定率法施行令(昭和29年政令第155号)第49条において準用する同令第7条第1項に規定する書面の写し並びに当該輸入異性化糖等の全部又は一部に関税の徴収が行われることとなった場合に第11条に規定する売戻しの価格を当該輸入異性化糖等が輸入申告されたときに適用された同条ただし書の価格に訂正されることがあっても異存がない旨の「同意書」(別紙第5号様式)
- (6) 当該輸入異性化糖等の全部又は一部について、価格調整法第16条の規定により機構の買入れ及び売渡しの価格の減額を受けようとする場合にあっては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号。以下「価格調整法施行規則」という。)第14条において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書及び関税定率法施行令第3条第1項に規定する書面の写し
- (7) その他機構が必要に応じて求める書面 (担保の提供)
- 第5条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、 遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第14条第2項において準 用する価格調整法第8条第3項の規定による担保を提供すべき旨を通知する ものとする。ただし、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。
- 2 前項の担保は、当該輸入異性化糖等の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額(以下「売買差額」という。)に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構が別に定めるところによるものとする。
- 3 提供された担保には、利子を付さない。 (申込みに対する承諾等)
- 第6条 機構は、第4条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、 前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手続に瑕疵の ある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。
- 2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る輸入異性化糖等の 価格調整法第14条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。
- 3 前2項の承諾は、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」(別紙第3号

様式。以下「承諾書」という。)を交付して行うものとし、併せて、関税法第70条第1項の規定による税関への証明の用に供するため、求めに応じ、その写しの電磁的記録を売渡等申込者又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に送付するものとする。

4 輸入異性化糖等の買入れ及び売戻しの契約(以下「買入・売戻契約」という。) は、承諾書を交付することにより成立するものとする。

(輸入許可等の確認)

- 第7条 買入・売戻契約の相手方は、当該契約に係る輸入異性化糖等につき関税 法第67条の規定による輸入の許可(同法第73条第1項に規定する承認がされた場合にあっては、当該承認。以下「輸入許可等」という。)がされたときは、当該輸入許可等がされた日から起算して7日以内に当該輸入異性化糖等について輸入許可等がされたことを証する書面(以下「輸入許可書等」という。)の写しを機構に提出するものとする。ただし、輸入許可等がされた日から起算して7日を経過する日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって提出期限とする。(所有権の移転時期等)
- 第8条 買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等の所有権は、当該輸入異性化糖等につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該輸入異性化糖等の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。
- 2 機構は、当該契約に係る輸入異性化糖等についての危険負担を負わず、かつ、 保管料、保険料等を負担しないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

- 第9条 買入・売戻契約により機構が買い入れ、かつ、売り戻す輸入異性化糖等の数量は、売渡・買戻申込書に記載された数量(当該数量が第21条第1項の規定により変更された場合には、その変更後の数量)によるものとする。 (買入れの価格)
- 第10条 買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等の買入れの価格は、価格調整法 第13条第2項の規定に基づく別表3により算出される価格とする。 (売戻しの価格)
- 第11条 買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等の売戻しの価格は、価格調整法 第15条第1項第2号及び第3号又は同条第2項第2号及び第3号の規定に基 づく別表4-1により算出される価格とする。ただし、当該輸入異性化糖等 (輸入混合異性化糖にあっては、当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖) の全部又は一部が価格調整法第25条第1項の規定により農林水産大臣が通知

した数量を超えることとなるときは、価格調整法第 23 条第 1 項の規定による告示が行われた日から同条第 2 項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量に係る輸入異性化糖等の売戻しの価格は、価格調整法第 25 条第 1 項の規定に基づく別表 4-2 により算出される価格とする。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

- 第12条 機構は、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等が機構への売渡し前に変質したもので、価格調整法施行規則第14条において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。
- 2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の額は、別表5に基づき、第10条の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該輸入異性化糖等の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。)が低下した割合として機構が税関の決定する減額を勘案して決定する割合を乗じて得た額とする。
- 3 機構は、価格調整法施行規則第14条において準用する価格調整法施行規則 第8条第2項に規定する申請書を受理した場合、減額がないものとした場合 の数量及び価格により売渡し及び買戻しの申込みをさせるものとする。 (対価の支払等)
- 第13条 機構は、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等につき当該契約の相手方から第7条の規定により輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該輸入異性化糖等の売買差額を機構の指定する金融機関に当該輸入異性化糖等に係る輸入許可等が行われた日(前条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る輸入許可が行われた日)から起算して7日以内に納付すべき旨の「納付通知書(個別納付)」(別紙第6号-1様式)を当該契約の相手方に交付するものとする。
- 2 機構は、当該契約の相手方が、その月(以下「特定月」という。)において 輸入許可等を受けようとする輸入異性化糖等に係る売買差額を機構の指定す る金融機関に一括納付したい旨を特定月の前月末日までに機構に申請したと きは、前項の規定にかかわらず、特定月の末日の翌日から起算して10日以内 に納付すべき旨の「納付通知書(一括納付)」(別紙第6号-2様式)を当該契 約の相手方に交付するものとする。
- 3 前項に規定する売買差額の一括納付の申請は、「輸入異性化糖等売買差額一 括納付申請書」(別紙第7号-1様式)を機構に提出して行うものとし、機構 は「輸入異性化糖等売買差額一括納付承認書」(別紙第7号-2様式)を申請 者に交付するものとする。

- 4 第1項の納付通知書は、当該契約に係る輸入異性化糖等について関税定率 法第19条第1項の規定によりその関税が軽減又は免除されることとなったと きは、交付しないものとする。
- 5 前項の規定が適用された場合における当該輸入異性化糖等について関税定率法第19条第4項の規定による関税の徴収が行われることとなった場合には、機構は、遅滞なく、7日以内において適当と認める納期限を定めた納付通知書を交付するものとする。
- 6 機構は、当該契約に係る輸入異性化糖等につき当該契約の相手方から第7 条に規定する期限を超えて輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該輸 入異性化糖等の売買差額を機構の指定する金融機関に次に掲げる期限までに 納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。
 - (1)第1項の規定による個別納付をする場合は、当該契約に係る輸入異性化 糖等の輸入許可等が行われた日(前条の規定により買入れ及び売渡しの価格 が減額される場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る輸入許可が行われ た日。以下この項において同じ。)から起算して7日を経過する日
 - (2)第2項の規定による一括納付をする場合は、当該契約に係る輸入異性化 糖等の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して10日 を経過する日
 - (3)次条第1項の規定による個別延長をする場合は、当該契約に係る輸入異性化糖等の輸入許可等が行われた日から起算して3月を経過する日
 - (4)次条第2項の規定による包括延長をする場合は、当該契約に係る輸入異性化糖等の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して 3月を経過する日

(納期限の延長)

- 第14条 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長(以下「個別延長」という。)を受けたい旨を当該契約に係る輸入異性化糖等の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条第1項の規定にかかわらず、その納期限を、輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る輸入許可が行われた日)から起算して3月以内に限り延長することができる。
- 2 機構は、当該契約の相手方が、特定月において輸入許可等を受けようとする 輸入異性化糖等に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日 までにその延長(以下「包括延長」という。)を受けたい旨を機構に申請した ときは、前条第1項の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等 を受ける輸入異性化糖等に係る売買差額の納期限を、特定月の末日の翌日か

ら起算して3月以内に限り延長することができる。

- 3 第1項及び前項に規定する納付期限の延長申請は、「輸入異性化糖等売買差額納付期限延長申請書」(別紙第8号-1様式)を機構に提出して行うものとし、機構は「輸入異性化糖等売買差額納付期限延長承認書」(別紙第7号-2様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 機構は、輸入異性化糖等に係る売買差額の納期限を第1項の規定により個別延長をした場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る輸入許可が行われた日)から3月以内に納付すべき旨の納付通知書(個別納付)を、第2項の規定により包括延長をした場合にあっては特定月の末日の翌日から起算して3月以内に納付すべき旨の納付通知書(個別納付)を、それぞれ当該契約の相手方に交付するものとする。
- 5 前条第1項、第2項、第5項若しくは第6項又は前項の規定による納期限が 行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって当該納期限 とする。

(金銭担保の売買差額への充当)

- 第15条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。
- 2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合 には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとす る。
- 3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付 があったものとする。
- 4 機構は、第1項及び前項の規定により売買差額に充当したときは、「領収済 通知書」(別紙第9号様式)を当該契約の相手方に交付できるものとする。 (売買差額納付後の担保の取扱い)
- 第16条 第13条第1項、第2項、第5項若しくは第6項又は第14条第4項 の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額 を納付したときの担保の取扱いについては、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調 製品及び指定でん粉等担保取扱要領(昭和57年10月1日付け57蚕糖第931 号(経))の定めるところによる。

(延納金)

第17条 機構は、第14条第4項の規定による納付通知書(個別納付)の交付を受けた者が当該納付通知書(個別納付)に係る輸入異性化糖等の輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売戻しの価格が減額される場

合にあっては、輸入許可が行われた日。以下この条において同じ。)から起算して7日以内に売買差額を納付しないときは、その売買差額に対し当該輸入許可等が行われた日から起算して7日を経過する日の翌日から当該売買差額を納付する日(当該納付する日が当該売買差額の納期限の到来する日以後の日である場合にあっては、当該納期限の到来する日)までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延納金を請求するものとする。

(納付の督促)

第18条 機構は、第13条第1項、第2項若しくは第5項又は第14条第4項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限から20日以内に、第13条第6項第1号若しくは第2号の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納付通知書を交付した日から20日以内に、同項第3号又は第4号の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限又はその納付通知書を交付した日のいずれか遅い日から20日以内に、督促状によりその納付を督促するものとする。

(延滞金)

- 第19条 機構は、第13条第1項、第2項、第5項若しくは第6項又は第14条 第4項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定さ れた納期限までに売買差額を納付しないときは、その未納に係る売買差額に 対し当該納期限の翌日から当該売買差額を納付する日までの日数に応じ、機 構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するもの とする。
- 2 機構は、第15条の規定による担保として提供された金銭をもって売買差額へ充てる旨の申出があった場合であって、当該契約に係る輸入異性化糖等につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が輸入許可書等の写しを第7条に規定する期限までに提出していないことが明らかになったときは、当該契約に係る売買差額に対し当該輸入許可等が行われた日(第12条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る輸入許可が行われた日)から起算して7日を経過する日の翌日から機構が当該金銭担保を売買差額に充当する日までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第20条 機構は、第18条の督促状を発した日から10日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の変更)

- 第21条 機構は、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等の全部又は一部について、売渡・買戻申込書の売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額又は売買差額が、輸入申告又は輸入許可等に基づく売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額又は売買差額と異なると認めるときは、当該契約の相手方の同意を得て、当該契約を変更して一致させるものとする。
- 2 機構は、当該契約に係る輸入異性化糖等について前項の規定による変更を する場合において、変更をした場合の契約に基づく担保の額が提供済の担保 の額を上回るときは、当該上回る額に相当する額の担保の提供を求め、その提 供があった後に当該契約の変更を行うものとし、当該担保の額が提供済の担 保の額を下回るときは、当該下回る額に相当する担保を返還するものとする。
- 3 機構は、当該契約に係る輸入異性化糖等について第1項の規定による変更を行う必要があるときは、第13条第1項若しくは第2項又は第14条第4項の規定による納付通知書の交付を行う前に当該変更を行うものとする。

(修正申告等がなされた場合の契約の変更)

- 第21条の2 機構は、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等の全部又は一部について、当該契約の相手方から提供を受けた次に掲げる書面に基づき計算された売買差額が当該契約に係る売買差額と異なると認めるとき又は当該書面に基づき別表1に掲げる売渡しの対象に分類されなくなったと認めるときは、これに応じて、当該契約を変更するものとする。
 - (1) 関税法第7条の14の規定による修正申告がなされた場合は、関税法施行令第4条の16に規定する税関長に提出した修正申告書及び当該修正申告に係る関税が納付されたことを証する書面の写し
 - (2) 同法第7条の16第1項の規定による更正又は同条第2項の規定による 決定がなされた場合は、同条第4項に規定する更正通知書又は決定通知書 の写し
- 2 機構は、前項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を 上回るときは、当該上回る額を徴収するものとする。この場合、当該契約に係 る納期限(第15条の規定により金銭担保を売買差額に充当した場合は、当該 契約に係る輸入許可等が行われた日から起算して7日を経過する日。以下こ の項において同じ。)までに当該上回る額が納付されないときは、当該納期限 の翌日から当該上回る額を納付する日までの日数に応じ、第19条第1項に規

定する機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せて徴収することができる。

- 3 機構は、第1項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該下回る額を返還するものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の相手方は、「売買差額返還請求書」(別紙第10号様式)を提出するものとする。
- 4 機構は、前項に規定する当該下回る額の返還に際しては、当該下回る額に対し利息は支払わないものとする。ただし、同項に該当する場合であって、第1項第2号の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該売買差額の納付が行われた日から関税法第7条の16第1項の規定による更生又は同条第2項の規定による決定がなされた日までの日数に応じ、当該下回る額に対し機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 5 第19条第3項の規定は、前項の利息の計算について準用する。
- 6 第3項の規定に基づく当該下回る額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可がされた日から5年以内に限って行うものとする。 (契約の解除)
- 第22条 機構は、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等の全部又は一部が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該契約の全部又は一部を解除するものとする。
 - (1)当該契約に係る異性化糖平均供給価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき
 - (2) 当該契約に係る輸入異性化糖等の輸入許可等がなされなかったとき
 - (3) 関税定率法第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき
 - (4)関税定率法第13条第7項ただし書(同法19条第4項において準用する場合を含む。)の規定による亡失若しくは滅却があった場合又は同法第20条第1項に規定する再輸出若しくは同条第2項に規定する廃棄がされた場合であって、天災その他当該契約の相手方の責めに帰すことのできない事由があったと機構が特に認めたとき
 - (5) 当該契約に係る売渡価額、買戻価額又は売買差額の計算が価格調整法の 規定に従っていなかったとき又は当該計算に誤りがあったとき
- 2 機構は、前項第3号又は第4号の規定による当該契約の解除については、次に掲げる書面の提出を受けて行うものとする。
 - (1)前項第3号の場合にあっては、当該輸入異性化糖等に係る製品の税関による検査(関税定率法施行令第49条において準用する同令第9条の規定に

よる検査をいう。)が完了したことを証する書面(同令第49条において準用する同令第9条第3項に規定する製品検査書(同令第50条の規定により製品検査書の交付を要しないものに該当する場合は製造終了届))の写し及び関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が免除された輸入異性化糖等について当該輸入異性化糖等に係る製品が同項後段の期間内に輸出されたことを証する書面(輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面)の写し、

- (2) 前項第4号の亡失があった場合にあっては、関税定率法施行令第49条において準用する同令第11条第1項に規定する税関長に提出した届出書の写し
- (3) 前項第4号の滅却があった場合にあっては、関税定率法施行令第49条において準用する同令第11条第2項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し
- (4) 前項第4号の再輸出がされた場合にあっては、関税定率法施行令第56条第1項に規定する申請書及び輸出されたことを証する書面(輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面)の写し
- (5) 前項第4号の廃棄がされた場合にあっては、関税定率法施行令第56条 第2項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し
- 3 機構は、当該契約を解除したときは、当該契約の締結に当たり提供を受けた 担保又は既に徴収した当該契約に係る売買差額を当該契約の相手方に返還す るものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の 相手方は、「売買差額返還請求書」(別紙第10号様式)を提出するものとする。
- 4 機構は、前項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対し利息は支払わないものとする。ただし、第1項第5号に該当する場合においては、当該売買差額の納付が行われた日から返還の請求が行われた日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 5 第19条第3項の規定は、前項の利息の計算について準用する。
- 6 第3項の規定に基づく売買差額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可が された日から5年以内に限って行うものとする。
- 7 機構は、第1項第1号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方に対し、機構が定める基準により算出される額の違約金を徴収することができるものとする。 (損害賠償)
- 第23条 買入・売戻契約の相手方は、その責に帰すべき事由により、当該契約 に関し機構に損害を及ぼしたときは、機構の認定した当該損害の額を賠償し

なければならないものとする。 (その他)

第24条 この要領に定める事項のほか、輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し について必要な事項は機構が別に定める。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成4年3月31日付4蚕糖第336号(輸))

この要領は、平成4年4月1日から施行する。 附 則 (平成4年5月25日付4蚕糖第449号(総))

この要領等は、平成4年5月25日から施行する。 附 則(平成5年3月25日付5蚕糖第231号(経))

この規程等は、平成5年4月1日から施行する。 附 則(平成8年10月1日付8総第49号)

この要領は、平成8年10月1日から施行する。 附 則(平成12年9月29日付12農流輸第182号)

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (平成12年12月18日付12農流輸第238号)

この要領は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成13年3月9日付12資第379号)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。 附 則(平成15年10月1日付15農畜機第63号)

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (平成19年 4 月 1 日付18農畜機第4740号)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年9月26日付19農畜機第2169号)

- 1 この要領は、平成19年9月26日から施行する。
- 2 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日以降に売渡し及び買戻しの申込みをする輸入異性化糖等について適用し、同年 9 月 30 日以前に売渡し及び買戻しの申込みをする輸入異性化糖等については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 23 年 3 月 29 日付 22 農畜機第 5217 号)

この要領は、平成23年3月29日から施行する。 附 則(平成24年9月7日付24農畜機第2484号)

この要領は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。 附 則 (平成 27 年 9 月 29 日付 27 農畜機第 2905 号)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 21 日付 27 農畜機第 3530 号)

- 1 この要領は、平成27年12月21日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年1月1日以降に売渡し及び買戻し申込みをする輸入異性化糖等について適用するものとし、同日前に売渡し及び買戻し申込みをする輸入異性化等糖等については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 2 月 19 日付 29 農畜機第 5802 号)

- 1 この要領は、平成30年2月19日から施行する。また、この要領の改正に伴い輸入異性化糖及び混合異性化糖売買要領細則(平成19年9月26日付19農畜機第2169号)、郵送方式等による輸入異性化糖及び混合異性化糖等売買事務手続きについて(平成19年9月26日付19農畜機第2169号。以下「郵送方式等規程という。」)、電磁情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律に基づき税関手続が行われる輸入異性化糖等の売渡申込書の添付書類等について(平成2年5月31日付2蚕糖第553号(輸))及び指定糖、異性化糖等又は指定でん粉等の買入れ及び売戻し契約に係る委任状について(平成15年10月1日付15農畜機第63号)は廃止する。
- 2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後のこの要領 第3条第1項の規定の例により提出された同項に規定する売買手続届出書 は、施行日において同項の規定より提出された売買手続届出書とみなす。
- 3 施行日前において、改正前のこの要領第2条第1項に規定する義務売渡・買戻申込書の提出方法について、廃止前の郵送方式等規程第1の規定に基づき電子メール又はファクシミリ方式としていた者は、施行日後当分の間、施行日前の方式により、改正後のこの要領第4条第1項に規定する売渡・買戻申込書を提出することができる。

附 則 (平成 30 年 12 月 21 日付 30 農畜機第 5260 号)

この要領は、平成30年12月30日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日付 31 農畜機第 788 号)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日付元農畜機第3816号)

この要領は、令和元年9月27日から施行する。

附 則(令和2年10月1日付2農畜機第3414号)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日付2農畜機第7155号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月6日付4農畜機第4730号)

この要領は、令和4年12月6日から施行する。

附 則(令和5年3月27日付4農畜機第7123号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和7年3月28日付6農畜機第8607号) この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 売渡しの対象となる輸入異性化糖等

種類	統計品目番号	備考
輸入異性化糖	1702. 30-229	異性化糖(でん粉を酵素又は酸により加水
	1702. 40-220	分解して得られた主としてぶどう糖から
	1702. 60-220	なる液糖を酵素又はアルカリにより異性
	1702. 90-529	化した果糖又はぶどう糖を主成分とする
		糖)で、香味料を加えたもの及び着色した
		ものを除く。
輸入混合異性化糖	1702. 30-210	異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の
	1702. 30-229	糖とを混合した糖で、香味料を加えたもの
	1702. 40-210	及び着色したものを除く。
	1702. 40-220	
	1702. 60-210	
	1702. 60-220	
	1702. 90-521	
	1702. 90-529	

別表2 売渡しを要しない輸入異性化糖等

	適用			
1	輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第14条(無条件免税)の規定に			
	よりその関税が免除されるものである場合			
2	輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第15条第1項(特定用途免税)			
	の規定によりその関税が免除される異性化糖等である場合			
3	輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第16条第1項(外交官用貨物等			
	の免税)の規定によりその関税が免除される異性化糖等である場合			
4	輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第19条の2(課税原料品等によ			
	る製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)第1項の規定によりその関			
	税が免除される異性化糖等である場合			
5	輸入申告に係る異性化糖等が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力			
	及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合			
	衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する			
	法律(昭和27年法律第112号)第6条(関税の免除)(日本国における			
	国際連合の軍隊地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に			
	関する法律(昭和 29 年法律 149 号)第4条(関税法等の特例)において			
	準用する場合を含む。)の規定によりその関税が免除される異性化糖等			
	である場合			

別表3 買入れの価格及び価額

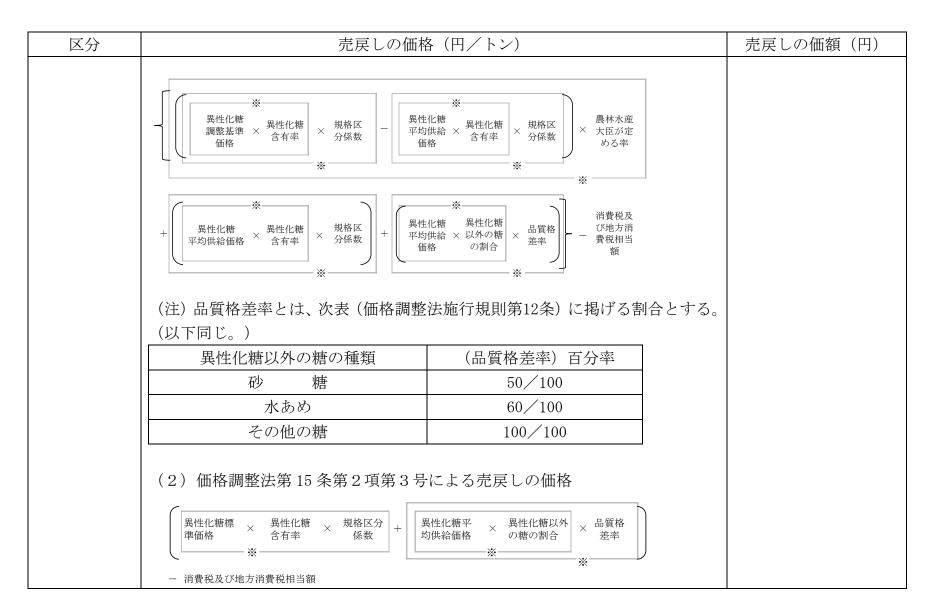
区分	買入れの価格(円/	買入れの価額(円)	
輸入異性化糖	異性化糖 平均供給価格 × 規格区分係数 - 消費税及び地方 消費税相当額 (注1) 規格区分係数とは、次表(価格調整法施行規則第6条の表)に掲げる 割合とする。(以下同じ。) 果糖含有率 40%未満のもの 0.636 果糖含有率 40%以上 50%未満のもの 0.764 果糖含有率 50%以上 60%未満のもの 1.000 果糖含有率 60%以上のもの 1.636 (注2) 計算の過程でトン当たり単価の算出は点線で示した部分※印において円未満の端数を四捨五入するものとする。(以下同じ。)		左記の価格×乾物重量 (注1)乾物重量とは輸入申告数量(実数量)から水分率を差し引いて 算出した重量でキログラム未満の端数は切り捨てるものとする。(以下同じ。)
輸入混合異性 化糖		行規則第12条)に掲げる割合とで	左記の価格×乾物重量

異性化糖以外の糖の種類	(品質格差率)百分率
砂糖	50/100
水あめ	60/100
その他の糖	100/100

別表4-1 売戻しの価格及び価額(要領第11条の本文が適用される場合)

区分	売戻しの価格(円)	売戻しの価額 (円)	
輸入異性化糖	(1)において算出される売戻しの価格が異性の異性化糖にあっては、規格の区分に応じる 分係数を乗じて得た額)から消費税及び地方の場合は、(2)の売戻しの価格を適用する (1)価格調整法第15条第1項第2号による (1)価格調整法第15条第1項第2号による (1)価格調整法第15条第1項第2号による (1)価格調整法第15条第1項第2号による (2)の売戻しの価格を適用する (3)の売戻しの価格を適用する (1)価格調整法第15条第1項第2号による (2)の売戻しの価格を適用する (3)の売戻しの価格を適用する (1)価格調整法第2号による (2)の売戻しの価格を適用する (3)の売戻しの価格を適用する (3)の売戻しの価格を適用する (4)の売戻しの価格を適用する (5)の売戻しの価格を適用する (5)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (1)の一般を適用する (1)の一般を適用する (2)の売戻しの価格を適用する (3)の売戻しの価格を適用する (4)の売戻しの価格を適用する (5)の売戻しの価格を適用する (5)の売戻しの価格を適用する (5)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の売戻しの価格を適用する (6)の一般を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	て、当該異性化糖標準価格に規格区 方消費税相当額を控除した額を超え るものとする。 売戻しの価格 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	左記の価格×乾物重量 (注1)乾物重量とは 輸入申告数量(実数量) から水分率を差し引い て算出した重量でキロ グラム未満の端数は切 り捨てるものとする。 (以下同じ。) (注2)円未満は端数 を切り捨てるものとす る。(以下同じ。)
	合とする。(以下同じ。) 果糖含有率 40%未満のもの	0. 636	
	果糖含有率 40%以上 50%未満のもの	0. 764	
	果糖含有率 50%以上 60%未満のもの	1. 000 1. 636	
	果糖含有率 60%以上のもの		
	(注2)計算の過程でトン当たり単価の算出に	は点線で示した部分※印において円	
	未満の端数を四捨五入するものとする。	(以下同じ。)	

区分	売戻しの価格(円/トン)	売戻しの価額(円)
	(2) 価格調整法第15条第2項第2号による売戻しの価格 異性化糖標準価格 × 規格区分係数 - 消費税及び地方消費税相当額 ※	
輸入混合異性 化糖	(1)において算出される売戻しの価格が異性化糖標準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあっては、規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に規格区分係数を乗じて得た額)に異性化糖含有率を乗じて得た額に、異性化糖平均供給価格に品質格差率を乗じて得た額に異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額を加えて得た額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を超える場合は(2)の売戻しの価格を適用するものとする。	左記の価格×乾物重量
	(1) 価格調整法第15条第1項第3号による売戻しの価格	



別表4-2 売戻しの価格及び価額(要領第11条のただし書が適用される場合)

区分	売戻しの価格(円/	売戻しの価額(円)	
輸入異性化糖	別表4-1において適 用される売戻しの価格 + (注第25条第1項) (注1) 規格区分係数とは、次表(価格調整: 割合とする。(以下同じ。) 果糖含有率 40%未満のもの 果糖含有率 40%以上 50%未満のもの 果糖含有率 50%以上 60%未満のもの 果糖含有率 60%以上のもの (注2) 計算の過程でトン当たり単価の算出	× 規格区分係数 - 消費税及び地方 消費税相当額 ※ 法施行規則第6条の表)に掲げる 0.636 0.764 1.000 1.636 は点線で示した部分※印において	左記の価格×乾物重量 (注1)乾物重量とは輸入申告数量(実数量)から水分率を差し引いて 算出した重量でキログラム未満の端数は切り捨てるものとする。(以下同じ。) (注2)円未満は端数を切り捨てるものとする。(以下同じ。)
輸入混合異性化糖			左記の価格×乾物重量

別表 5 買入れ及び売戻しの価格の減額方法

	区分	計算式
1	税関で決定した減額率	税関で決定した低下後の輸入価額 正常な場合の輸入価額 = 輸入価額の低下の割合(減額率)
		(小数点以下第5位まで算出し、小数点以下第5位を四捨五入する)
2	減額後の買入れの価格	買入れの価格×減額率=減額後の買入れの価格(円未満を四捨五入する)
3	減額後の売戻しの価格	売戻しの価格×減額率=減額後の売戻しの価格(円未満を四捨五入する)

- (注1)税関で決定した低下後の輸入価額は、当該減額申請に係る輸入許可書等記載の申告価格(税関で修正した場合はその金額)とする。
- (注2) 正常な場合の輸入価額は、注1の申告価格÷(輸入許可書等記載の関税額(税関で修正した関税額)÷正常な場合の関税額)で少数点以下第5位まで算出し、小数点以下第5位を四捨五入する。

(別紙第1号様式)

売買手続届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所名 称役職・氏名印

令和 年 月 日からの貴機構との売渡し及び買戻しの契約の締結並びにそれに伴う一切の事務手続について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記3の対象品目に係る売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Webサイト利用規約に同意の上、下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については 一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買申込みに使用する代表者の印鑑

	代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の 印鑑
使用印鑑	

2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに✔をし、該当する項目に必要事項を記入してください。)

- (1) 売買用Web + イトを利用する $\rightarrow 3$ を記入してください。
- (2) 売買用Webサイトを利用しない →下表及び4を記入してください。

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)

主に利用する売買申込方法

3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先 部署1

	利用部署名		
Land to the land to	対象品目		
売渡等申込者 用	詳細情	〒・住所	
ログインID	情	電話番号	
	報		

上の売渡等申込者の部署が売買事務手続を代行させる者(通関業者等)

_	売買事務	利用会社部署名		
	手続 代行者用	情	〒・住所	
	ログイン		電話番号	
	ΙD	報		

注:売渡等申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者(通関業者等)用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

メールに	会社部署名	
よる送付	電話番号	
先		

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先

売買事務担当者 (連絡先)

担当部署名		
〒・住所		
電話番号		
担当者氏名	メールアドレス	

注:担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

メニルルトス学	会社部署名		
ノールによる医	電話番号		
171元	担当者氏名	メールアドレス	

- 5 添付書類(初回の届出に限る。)
 - (1) 初回の申込みにおいては、別紙1の「売渡し申込みについて」を添付すること。(指定糖並びに輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖に限る。)
 - (2) 法人内における内部委任を行う場合は、別紙2の「委任状」を添付すること。
- (注1) 届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、詳細情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届け出るものとし、書面の提出は省略することができることができるものとする。
- (注2) ログイン I Dを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログイン I D廃止届出書(任意様式)を提出するものとする。

(記載注意)

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2の「委任状」に記載された代理人が届け出ることができます。
- 2 「3の売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」について
 - ① 売渡等申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
 - ② 売買事務手続代行者(通関業者等)へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用ログインID欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用(通関業者等)にのみログインIDを交付することはできません。(国内産異性化糖を除く。)
 - ③ 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」の変更については、「1 売買申込みに使用する代表者の印鑑」の押印を省略することができます。
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及 び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。
- 4 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」の対象品目は指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調 製品・指定でん粉等のうち該当するものを全て記載してください。

(別紙1) 「売渡し申込みについて」

	事項	内容等
	売渡等申込者名称	
1		
	輸入目的及び用途	
2	(具体的に)	
	原産国 (輸入国)	
3		
	種類及び名称	
4	(具体的に)	
	年間輸入予定数量(トン)	
5		
	主な蔵置場所	
6	(所在地及び倉庫名)	
	通関する頻度	
7		
	その他(販売先等)	
8		

⁽注) 内容等が複数ある場合は、すべてを記載すること。

(別紙2)

委 任 状

令和 年 月 日

委任者 住所 名称 役職・氏名 印

当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の対象品目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で締結する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、下記3の事項に関する権限を委任します。

併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。

記

1 代理人

住所

名称

役職・氏名

2 対象品目

指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等 3 委任事項

令和 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの申込み 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び延滞金を 含む。)の納付に関する一切の事項

注1:委任者の役職・氏名は代表者に限るものとする。

注2:2の対象品目に○をつけること。

(別紙第2号様式)

ログインID通知書

番 号 令和 年 月 日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。

記

- 1. 壳渡等申込者
- 2. ログインID

ユーザ名	ログイン I D

3.	対象品目			
4_	備考			

注: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合があります。

輸入異性化糖等売渡し及び買戻し申込書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

通知者 名 称

輸入申告者 氏名(名称) 申込者 住所 名称 役職・氏名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により輸入異性化糖等を売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び 輸入異性化糖等売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容と輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及 び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

異性化 平均供給	左の価格の 適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	蔵置場所 (倉庫名)	売買差額合計
	月 日から 月 日まで		令和 年 月 日			円

	種類	統計品目番号	輸入申告数量	売	渡価額	Ī	買戻価額	売買差額	_	原産地	_	適用
	性類	机計面日番号	制 八甲 古	単価	金額	単価	金額			原生地	_	週用
1			M/T	円	円	円	円	H				
2			M/T	円	円	円	円	円				
3			M/T	円	円	円	円	円				
4			M/T	円	円	円	円	円				
5			M/T	円	円	円	円	円				

担保区分 □特定担保

輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

名 称

殿

役職・氏名

上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより輸入異性化糖等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

承諾番号 年 月 日

輸入異性化糖等売渡し及び買戻し申込書の記載注意

- 1 「通知者」は、売渡等申込者が農林水産大臣の定める数量の通知を受けた者と異なる場合に当該通知を受けた者を記載すること。
- 2 「輸入申告者」は、売渡等申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。
- 3 「種類」は、別表1に掲げる輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖の別を記入すること。
- 4 「統計品目番号」は、別表1に掲げる輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖の統計品目番号を記入すること。
- 5 「輸入申告数量」の記載は、M/T単位とし、小数点(M/T)以下第3位までとすること。
- 6 「売渡価額の単価」は別表3に基づき算出すること。
- 7 「買戻価額の単価」は別表4-1又は4-2に基づき算出すること。
- 8 「売渡価額の金額」は「売渡価額の単価」に売買数量(輸入申告数量(実数量)から水分率を差し引いて算出した乾物 重量)を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。
- 9 「買戻価額の金額」は「買戻価額の単価」に売買数量(輸入申告数量(実数量)から水分率を差し引いて算出した乾物 重量)を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。

(別紙第4号様式)

売買申込み送り状

(□売買用Webサイト □郵送等方式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長 殿

(送付者) (売渡等申込者)

名称名称部署名部署名担当者名担当者名電話番号電話番号

ファクシミリ番号 ファクシミリ番号

下記について売渡・買戻申込書及び添付書類を別添のとおり本状を含め 枚送付します。

記

申	込	日	輸入申告日	対象品目	統計品目番号・数量	輸入申告番号
	月	日	月日		M/T	

- (注):1 申込み方式にチェックしてください。
 - 2 「名称・部署名・担当者名」には社印又は代表者印は不要です。
 - 3 本送り状の送付者が売渡等申込者と異なる場合は、それぞれ記入してください。
 - 4 統計品目番号ごとに数量を記入してください。
 - 5 税関提出用に承諾書の送付を希望する場合は、次に送付先(あらかじめ機 構に届出のあったものに限ります。)を記入してください。

名称・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

6 売買用Webサイトを利用して売渡・買戻申込書等を提出する場合は、 本送り状は省略できます。 (別紙第5号様式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長 殿

住 所(又は所在地)氏 名(又は名 称)印

同 意 書

当社が令和 年 月 日に砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第17条の条件を付して輸入異性化糖等売渡し及び買戻しの申込みを行った輸入異性化糖等については、当該輸入異性化糖等の全部又は一部に関税の徴収が行われることとなった場合において、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第25条第1項の規定の適用を受けることとなるときは、申込書に記載した買戻価額を当該輸入異性化糖等の輸入申告のときに適用された同項に規定する売戻しの価格により算出される価額に訂正されることとなっても異存はありません。

(注)一括同意書の場合には「令和 年 月 日」を「令和 年 月 日から令和 年 月 日の間において」に、「申込みを行った」を「申込みを 行う」に改める。

(別紙第6号-1様式)

独立行政法人農畜産業振興機構						
納 付 通 知 書 (個別納付)						
整理番号及び納入者						
承諾番号						
令和 年度糖価調整事業収入	金額	異性化糖 等調整金				
右のとおり納付してください。		7.7.6.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.				
令和 年 月 日	延納金 延滞金	延納金及び延滞金がある場合は、要領に定められた計算方式により計算し、 その額と合わせて納付してください。				
 独立行政法人農畜産業振興機構	納付目的	売買差額の納付				
	納付期限	年 月 日				
理事長 印	延納付期限	年 月 日				
(機構記入欄)						

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

(別紙第6号-2様式)

独立行政法人農畜産業振興機構									
納 付 通 知 書 (一括納付)									
整理番号及び納入者									
令和 年度糖価調整事業収入	金額	異性化糖 等調整金							
右のとおり納付してください。	並(領	寺 - 一							
令和 年 月 日		延納金及び延滞金がある場合							
	延納金は、要領に定められた計算方式								
独立行政法人農畜産業振興機構	延滞金	により計算し、その額と合わせ							
		て納付してください。							
理事長 印	納付目的	売買差額の納付							
	納付期限	年 月 日							
延納付期限 令和 年 月 日									
(機構記入欄)									

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

納付金明細

承諾番号	納入金額
合計金額	

(別紙第7号-1様式)

輸入異性化糖等売買差額一括納付申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

輸入異性化糖等売買要領第 13 条第 3 項の規定により、 年 月~ 年 月において輸入許可等を受けようとする買入・売戻契約に係る売買差額を、各月の 末日の翌日から起算して 10 日以内に一括納付したく申請します。

(記載注意) 期間の指定は、一年を限度として申請すること。

(別紙第7号-2様式)

輸入異性化糖等売買差額一括納付承認書

番号

令和 年 月 日

氏名(又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長

令和 年 月 日付けで申請のあった輸入異性化糖等売買差額一括納付については 申請のとおり承認します。

(別紙第8号-1様式)

輸入異性化糖等売買差額納付期限延長申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長殿

住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

下記のとおり納付期限の延長を申請します。

記

1 個別延長

売買申込年月日	年 月 日
売 買 申 込 数 量	M/T
売 買 差 額	円
輸入申告番号	()
輸入申告予定年月日	年 月 日
輸入許可等予定年月日	年 月 日
売買差額納付予定期限	年 月 日

2 包括延長

輸入許可等予定年月	年	月
売買差額納付期限	年	月末日

⁽注) 個別延長の場合は1の事項に、包括延長の場合は2の事項に記入して下さい。

(別紙第8号-2様式)

輸入異性化糖等売買差額納付期限延長承認書

番 号 令和 年 月 日

氏名(又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構 理 事 長

令和 年 月 日付けで申請のあった輸入異性化糖等売買差額納付期限延長については申請のとおり承認します。

※(なお、個別延長の輸入申告番号等は下記の1のとおりです。)

記

1 個別延長

輸入申告番号	
承 諾 番 号	
売買差額納付期限	

2 包括延長

輸入許可等予定年月	年	月
売買差額納付期限	年	月末日

[※]包括延長のみの場合は、記載しない。

(別紙第9号様式)

	独	立	行	政	法	人	農	畜	産	業	振	興	機	構
					領	収	済	通	知	書				
契約の相手方														
承諾番号	_	_	_	_	_			_						
令和 年度糖価調	整事	業」	仅入	<u> </u>							鬼州	トイレン	糖等	<u>z</u>
右のとおり領収し	たの)で;	通知	に	ます	0	金		額			割整:		
令和 年 月		日												
独立行政法人農畜	産業	钅振り	興機	構				入決 :月						
理事長			印	J			充計	当目	的		北充		`輸	入異性化糖等売買差額

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとします。

(別紙第10号様式)

売買差額返還請求書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住 所(又は所在地) 氏 名(又は名 称)

印

金 額	円
亚 715	1 1

左記金額の返還を請求いたします。

- 1 返還請求する理由
- 2 買入れ及び売戻し承諾書番号
- 3 売買差額の納付年月日
- 4 返還を請求する額の計算基礎
- 5 返還金振込先

F121 34.9C		
金融機関名	預金の種類	
支 店 名	口座番号	
名 義 人		

記

(M/T、円)

No.	承諾番号	納付年月日	返還請求数量	売渡単価	売渡価額	買戻単価	買戻価額	返還請求額
			A	В	$C = A \times B$	D	$E = A \times D$	E-C
	合計							

- (注1) 返還請求数量は、機構と売買契約した品目 (糖種) ベースの数量を記載すること。
- (注2) 円未満は端数を切り捨てること。

(記載注意) 売買用Webサイトを利用して作成し、機構に提出する場合は押印を省略できる。